

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	寒川町行政改革推進懇話会		
日 時	平成21年11月25日（水）午前10：00～12：06	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 3階 議会第1会議室		
出席者	辻井会長、鈴木委員、村松委員、善波委員 （欠席者）関谷委員、前嶋委員 事務局： 木村企画政策部長、小島専任主幹、樋口副主幹、 小川主任主事		
議 題	(1) 平成20年度における第4次行政改革の実施結果について (2) 第4次寒川町行政改革大綱(第3次改定)の素案について (3) 第4次寒川町行政改革実施計画(第3次改定)の素案について		
決定事項			
議 事	<p>1 開会</p> <p>(事務局) これより寒川町行政改革推進懇話会を始めさせていただきたいと思 います。本懇話会は、平成17年度から実施しております第4次寒川 町行政改革について、幅広いご意見をいただくために設置している もので、昨年も2回ほど開催してきております。早速ではございま すが、会長よりご挨拶をいただきたいと思 います。</p> <p>2 あいさつ</p> <p>(会 長) 昨年 から少し間が開いた。これから、議題に従って進めていきたい。 まずは議題の1については、20年度の実施結果の説明を事務局に求 め、質疑を行いたい。議題の2と3については、関係する項目とな るので、併せて説明を求め、まとめて質疑を行っていき たい。本日 の会議の終了予定時間を11時50分頃とする。皆さんのご協力をお 願 いいたしたい。</p>		

議題1 平成20年度における第4次行政改革の実施結果について

(会 長) 事務局から実施結果報告について説明願います。

事務局から、第4次寒川町行政改革実施計画(第2次改定)平成20年度分実施報告書について説明。

(会 長) 事務局から実施結果の報告について報告がありました。この内容についての質問等はありませんか。

【質疑応答】

(委員A) 数字の確認をさせていただきたい。3ページの取組番号18(再掲、5ページの取組番号32)の「町税等収納率の維持向上」について、徴収率の目標を立て、実績が記載されている。保育料は目標を達成しているが、他は達成できなかった。目標を達成したもの、しなかったものをそれぞれ数値化するといくらになるのか。たとえば、目標と実績を比べると、収納率が1.2%足らなかったとそれを、金額にするといくらなのか。トータルとしてどのくらいの金額になったのか。

(事務局) 個々のデータから数値を計算してみるもので、少し時間をいただきたい。後ほどお示しする。

(会 長) 「町税等収納率の維持向上」に後期高齢者医療保険が入っていない。なぜか。

(事務局) 後期高齢者医療保険については、県内全自治体で広域連合に委託し、運営している。保険料の徴収は、寒川では町で行っているが、保険料は最終的に広域連合にわたり、広域連合が運用しているため、純粋な町の徴収金ではないため、この項目には含めていない。

(委員B) 3、4ページにある外部評価の実施について、未実施となっているが、人選までしかできていないと説明があつたが、なぜ遅れたのか。

(事務局) 人選は終わっている。委員の了承も得ているが、実施できなかった。同年中に予定していた、事業仕分けに事務量を多く裂いたため、外部評価の実施まで至らなかったことが原因である。

(委員B) それであれば、事業仕分けのみの実施でよいのではないか。外部評価の必要性はあるのか。

(事務局) 事業仕分けと外部評価の違いであるが、事業仕分けとは、実施している事業、たとえば、行政改革推進事業が行政に必要かどうか、民間で実施できないか、広域で進めるべきかななどを、客観的に見ていく。全く関係のない、外部の人が評価をしていく。それに比べ、外

部評価は、寒川町という地方公共団体において、行政改革の推進が必要なかどうか。寒川町にとって行政改革の推進を進めるべきなのかなどを評価していく。外の意見を聞くということは共通しているが、寒川町としてどうなのかと、そもそもどうなのかという視点の違いがあり、事業仕分けというのは、必ず町政に反映されるものではない。廃止と評価された事業であっても、寒川の独自性で継続しなくてはならない事業も出てくる。外部評価は、寒川にとって、その事業がどうあるべきかを外部の方に評価してもらうもの。従って、拘束性が出てくる。

(委員A) 外部評価であっても、行政側の担当者と、外部評価者の間で考え方の違いは出てくる。その場合はすりあわせを行うのか。評価をすることだけであれば、事業仕分けと同じで、評価結果を1つの考え方にとらえ、行政側は、その意見を参考にしながら、それぞれの事業を推進していけばよいのではないかと。1番重要なのは、行政の取組方で、どういう考え方で運営していくかということ。こういったことをやるのはいいが、いったい町はどのように進めていくのか、ここがしっかりしていなくて、外に評価を求めるばかりではいけない。そのあたりは、どのような考え方でいるのか。外部評価だけがなぜ、拘束力を持つのか。外部評価を行う人はどのような人なのか。ただ、町の実施している事業内容を説明し、意見をもらうという域を超えているのか。

(事務局) 実際に実施していないため、事務局としての意見を述べると、事業仕分けは一般的にどうかということ。寒川町だからどうこうということがあまりない。外部評価については、寒川町の現状を見ながらどうなのかという評価をするため、かなりな部分において、意見を尊重していかななくてはならないと考えている。

(会 長) 外部の観念が、どこにも記されていない。事業仕分けを実施したことによって外部評価が必要なくなっているのではないかと。実際には、実施できない状況なのではないかと。ただ、人を集めて会議を開けばよいというものではない。

(事務局) 本日の議題3にあるが、事業仕分けと外部評価のどちらを優先すべきなのか、町にとってどちらが効果があるのかを判断しなくてはならない。21年度と22年度は外部評価を実施し、23年度に事業仕分けを実施する。その後どちらが町にとって効果があるのか判断していく。

(委員A) 視点が違う。たとえば、事業仕分けというのは、客観的に、毎日行

っている仕事そのものが本当に価値あるものなのかということを考えていける。外部評価は、寒川町に関わる方たちも加わって行うのであれば、要望の方が多くて、どちらかという、見直すとか、やめるなどといった意見は出にくいのではないかと。もっと、重点化すべきという意見は出るが、やめても良いという意見は出ないと考えられる。そう考えると、視点が違うのであれば、平行して行えばよいのではないかと。

(事務局) 教育委員会において20年度から外部評価を導入している。そのときの結果を見ると、廃止とした事業はなかった。もっと重点化、推進すべきといった意見ばかりであった。そういった点については、外部評価の委員に対し、行政側が何を求めているのかきちんと示さなくてはいけない。歳入歳出のバランスを見る必要が出てくる。たとえば1事業だけを評価すると、町民の役に立っているからもっと進めていこうという結果になってしまう。『これだけの投資をして、これだけの効果があった。その結果どうなのか。』ということきちんと評価してもらわなければいけない。ただそうすると、事業仕分けにかなり似てくるところがある。

(委員B) その説明を聞くと、まさしくそれを行うのが事業仕分けではないかと。

(委員A) そのとおりだと考える。今までの説明を聞く限り、外部評価は、どちらかという、行政改革に近いもの。外部評価を、もう少し町民から見た価値をはかるものとすべき。最終的に町がどうしたいかということが重要。

町長は、何かにつけて、税収が減るという話をしている。この現状を受け取っていかなければいけない中で、町がどうしていくのかということ、行政自らが決めて進めていかないといけない。外部や人に頼ってばかりでは問題は解決されない。いずれにしても、外部評価と、事業仕分けは、町の方向性を定める一つのヒントであると考えている。あくまでも、両方の意見を参考にしながら、収入と支出のバランスをとって、行政が決めていけばよいこと。

(事務局) まさに委員のいうとおりである。外部からの意見をいろいろ聞き、その意見を分析し、町は何をすべきかを決定していかなくてはならない。そういった取組の一つとして、事業仕分けを行った。さらにいろいろなケースを見ながら事業仕分けがよいのか、外部評価がよいのか検討していきたいと考えている。

(会長) これは、素案の中でも検討されていくということで良いか。

- (事務局) 実施計画の素案の中にもあげている。
- (事務局) 先ほど、委員（A）から質問のあった、「町税等収納率の維持向上」における目標と実績の乖離の金額についての概算を報告する。町税については、目標が 95.25%に比べ実績は 95.08%であった。乖離の金額はマイナス1千718万円。国民健康保険料については、目標が 78.50%に比べ実績は 75.608%であった。乖離の金額はマイナス6千577万円。介護保険料については、目標が 97.60%に比べ実績は 96.73%であった。乖離の金額はマイナス377万円。保育料については、目標が 88.30%に比べ実績は 90.82%であった。乖離の金額は約356万円。総額にするとマイナス8千308万円となった。
- (委員B) 19年度と比較した金額か。
- (事務局) 19年度との比較数値ではない。20年度の目標と実績の乖離である。
- (委員A) 前回の懇話会で委員Bが収入を増やしていかなければならないとの意見もあったが、実際には、全体の効果額として688万円（実施結果報告書8ページ）とあるが、収入の減額幅の方が大きく上回っている。この減収額に比べ、688万円がどの程度に値するのか。1桁に満たないということでは効果があったとはいいたい。
- (会長) それでは、これから、この実施結果に対する意見をいただきたい。
- (委員A) 行政評価制度の活用ができていないということが問題であるという委員Bの意見と同じところであるが、進捗状況で“かなりの遅れ”とされている項目を見て共通していえることは、状況把握をして分析をし、そしてどのようにしていくかと決めていかなければならないものがほぼできていない。具体的な施策が決まっていて、粛々と進めていけばよいというものは比較的できている。今の厳しい状況度考えれば、今を分析し状況を把握した上で、どうあるべきか検討し決定していくことが、非常に重要。それができていないということが、非常に大きな問題で、行政改革の問題でもある。そういう部分に踏み込み状況を把握し、行政自身が責任を持って結論を出し、進めていくことができなければ、町の運営に問題が出る。徴収金のように、金額を増やすべきものが減ってしまい、他のものを減らしたといっても、その効果額が徴収金の減額した額の10%に満たないのであれば、効果が出ていないも同然である。この結果をしっかりとらえ翌年の改革につなげてもらいたい。7ページの取組結果の予定以上、予定通り、多少の遅れ、かなりの遅れの比率はそれほどひどくはないが、かなりの遅れについての状況把握ができていない

	<p>ということ自体が運営プロセスができていないということ。先送りにせず、始めたとたんにもっと進めていかなければいけない。簡単にできる事項のみが予定通りとなっている。厳しい意見だと思うが、今後の取組をさらに強化して進めていただきたい。</p>
(会 長)	<p>貴重な意見である。ぜひ、今後の取組に生かしていただきたい。他に意見はないか。</p>
(委員 B)	<p>実施結果報告13ページの取組番号20の「地域の経済振興の推進について」産業の振興の一つとして、企業誘致とあるが、20年度の実績は0社で企業誘致が全くできていない。どういう誘致の方法をしているのか。また、企業側にどのようなメリットがあるのか。企業誘致を行うのに、手っ取り早いのが、税の優遇措置や土地の確保などであると思うが。19年度に1社誘致しているが、この企業は、そのようなメリットがあったから、寒川に入ってきたのか。そのあたりの分析はしているのか。また、20年度は、なぜ0件になってしまったのか理由を聞きたい。町として今後、進めていくのか。</p>
(事務局)	<p>町の施策としては、税の優遇措置を5年間とっている。20年度については、上半期では、企業誘致についての問い合わせが担当課に数社から来ていた。しかし、秋頃から景気が低迷してきてからは、一切問い合わせがなくなった。また、既存企業への支援についても、工業協会等を通じ、お知らせしているところであるが、20年度の実績はなかった。神奈川県で行っているインベスト神奈川ののっとり、機会があるごとに、企業誘致について広報している。</p>
(委員 B)	<p>具体的に5年間の税の優遇措置は、どのようなものなのか。</p>
(事務局)	<p>固定資産税の軽減を行っている。</p>
(会 長)	<p>企業誘致の実績が0件なので、本来この評価は「多少の遅れ」ではなく、「かなりの遅れ」または、「未実施」とすべきではないか。</p>
(委員 B)	<p>昨年まで、町長は何かにつけ、さがみ縦貫道の開通に伴い、数社の企業の進出が見込まれ、活性化する。と言っていた。しかし、20年度の実績は0件ということは、この結果を真摯に受け取るべき。優遇措置をとるということだが、条件が十分でないのかもしれない。本当に誘致したいのであれば、そういったことを調査するべきではないか。現在の優遇制度では誘致ができなかったという結果が出ている。見直しが必要と考える。この結果を見ただけでは、たまたま、企業が寒川に進出してきただけで、町は、何のアクションもしていないように感じる。</p>
(委員 A)	<p>実施結果の書き方については、昨年に比べかなりわかりやすくなっ</p>

た。

(会 長) 他に何か意見はないか。なければ次の議題を進めることとする。

議題2 第4次寒川町行政改革大綱(第3次改定)の素案について

議題3 第4次寒川町行政改革実施計画(第3次改定)の素案について

(会長) 第4次寒川町行政改革大綱及び行政改革実施計画は関連する事項なので、2つの議題を同時に進めていきたい。では、事務局からそれぞれについて説明願います。

事務局から、第4次寒川町行政改革大綱と第4次寒川町行政改革実施計画の改定案について説明。

(会長) 事務局から実施結果の報告について報告がありました。この内容についての質問等はありませんか。

【質疑応答】

(委員 A) 税収について、19年度に比べ、20年度は実績が下がった。また、今年はさらに下がる見通しであるとのことだが、税収の収納率を向上させるために、何をするのか。何もしなければ、確実に20年度の実績からさらに下がることは目に見えている。数値目標として、さらなる向上を目指すというのだから、昨年できなかった課題をとらえ、今年は何を実施していくかを考えていかなければ、目標を達成することはできない。現在の状況をどういう風に把握しているのか。計画的に、いつ、誰に対し、どのようなことを行っていくのか、最終的には、差し押さえなどの行政処分も行っていく考えがあるのか。税金や保険料など、いろいろな課がまたがっている中で、町税からでもよいので、焦点を当て深く切り込んでいくことを行うべき。何か対策は立てているのか。今まで通りの手段では、収入を増やせない。これまで以上の努力と工夫が必要。ただ数字目標を掲げただけで満足するようではいけない。また、どうしても徴収できない対象者なども中に入る。いかに滞納者を断ち切っていくか、考えなければならない。そのためには、数値化して説明できるようにしなければならない。滞納者の滞納理由などを分類、分析し、どのラインがやむを得ないという領域となるのか、検討し設定していく必要があるのではないか。

(委員 B) 他の徴収金の収納率が下がっている中、保育料の収納率が向上している。何をして向上したのかを、分析し、参考にすべき。

	<p>(事務局) 保育料ではあまり行っていないが、他の徴収金では、差し押さえに力を入れている。以前は、不動産の差し押さえを行っていたが、すぐに効果が出ないということで、最近では、給料や預金の差し押さえを行っている。</p> <p>(委員 A) どのくらいの件数を行っているのか。</p> <p>(事務局) 国民健康保険料では、20 年度実績が 37 件。金額については今、手元にない。</p> <p>(委員 A) 滞納総額がいくらあって、それが何件。その内の何件を差し押さえ、いくらの効果があったのか分析をしないと、果たして、十分であったかどうか判断はできない。</p> <p>(事務局) 滞納が増えている要因の一つとして、町県民税は、翌年度課税であり、前年の所得に応じ課税される。現在の社会情勢のように、急激な経済の落ち込みにより、急に給料が減っても、税金は変わらない。</p> <p>(委員 A) 滞納者のうち、そういった人が何人いるのか、滞納理由の数値化は必要である。分析して、どういった手段で徴収していくべきか判断すべきではないか。この計画を見る限り、行動しようとする気力が感じられない。進めようとするのであれば、払ってもらいたい人、払える人がどのくらいいて、本当に払えない人がどのくらいいるのか、分析するはず。その上で、いかに払える人から徴収するか考えるのではないか。</p> <p>(委員 B) 支払わない人というのは、ほぼ毎年変わらないのか。</p> <p>(事務局) ずっと滞納し続けている人も多くいる。</p> <p>(委員 B) リストラにあって払えなくなった人とかではないのか。</p> <p>(事務局) 新たに滞納する人も確かにいるが、以前から滞納している人の方が多い。どちらかという、これから、滞納者となる可能性のある人からの徴収に力を入れなくてはならない。</p> <p>(委員 B) 当たり前のように支払わないという人は許してはならない。保育園などに行くと、ひょっとして支払っていないのではないかというような人を見受けられる。当然のように正直者が馬鹿を見るということではいけない。</p> <p>(委員 A) 支払わなくてはならないという意識付けが大切。目標の建て方として、払える人がどのくらいいるのかを分析し、その上で、何パーセントという目標値をたてる。それでなくては、絵に描いた餅になってしまう。貧困の問題もある。何も、本当に払えない人から無理矢理にでも徴収すべきという町民はいない。払える人からは、すべて</p>
--	--

	徴収しているということがわからないと、支払う人は減る一方になってしまう。
(会 長)	最近、周りの人から「コミバスはサービスが悪く（土日運休）になって、果たして利用する価値があるのか」という声をよく聞く。町民のサービスを考えるのであれば、コミバスに 5000 万円をかける価値はない。悪くなるのであれば、やめてしまえばよい。神奈中の利益のためにやっているのかという町民さえいる。コミバスの運行を 2 年の延長するとのことだが、2 年後にまた延長ということも考えられる。国の施策も関係するとは思うので今、答えは出ないかもしれないが。町民の声を聞き、町民のためのサービスにしてほしい。
(事務局)	政権が変わり、現年度の方向性さえ未確定な事項もある。22 年度は全く見えない。政権そのものが、財源を国から地方へおろそうとする動きもあるが、甘く考えてはいけけない。さらに、支出を抑え、歳入を増やす努力が必要と考える。収納については、収納技術をもっと向上させなければならない。県の職員との交流を行ないながら、いろいろな手段を取り入れようとしているところである。
(委員 A)	払える人から払ってもらうということが重要。
(事務局)	納税は義務であるので、いろいろな取組をさらに進めていかなければならない。
(委員 A)	やれるやらないは別にしても、滞納の分析をしなくてはいけない。やる気のない会議もやらない方がよい。
(事務局)	ある程度集計して、取れる人、取れない人の把握をし、目指す収納率を何とかしなくてはいけない。
(委員 B)	目標値がずっと一緒である。これではいけない。毎年すこしずつでもあげていかななくてはならない。やっつけ仕事ではない。
(委員 A)	ペーパーレスの推進が改定後の計画から削除された。ペーパーレスの推進の効果は微々たるものであるかもしれないが、金額的な効果ではなく、もっと違う効果が望まれるのが、ペーパーレス化である。たとえば、ペーパーレスは会議の進め方などを効率化する要素がある。今の時代、会議を紙で進めるところは企業ではない。企業でやれて町でやれないことはない。なぜできないのか。パソコンが 1 人に 1 台の貸与がなければ話は別だが。会議のペーパーレス化は、データの事前配布が基本となり、事前に会議の要点を会議のメンバー全員が共有したうえで、会議に臨むことができる。要点を絞り込んで会議を行えば、時間も短縮でき、ひいては人件費削減につながる。

	<p>(委員C) ペーパーレス化の推進は、どこかに統合したわけではなく、削除している。目標が達成されたのならば話はわかるが、なぜ削除としたのか。今のエコの時代、たがが外れるということがない。</p> <p>(事務局) 事務改善レベルのものと判断した。実施計画からは削除するが、通常業務の中で、今後も継続して取り組んでいく。徐々に変えていきたいところではあるが、こういった事項は、思い切ってすべてを見直さなければならないものと認識はしている。</p> <p>(委員A) 会議の方法をすべて見直すしか方法はないだろう。ぜひ検討していただきたい。</p> <p>(会 長) 他に意見はないか。 (その他に意見なし。) では、議題はこれで終わりとする。</p> <p>(会 長) その他として、今後の予定について、事務局から説明を。</p> <p>(事務局) 本日、行政改革大綱および実施計画について意見いただいたが、本年から、計画等の策定や改定をする際に、町民の意見を聞くため、パブリックコメントの規則ができた。本規則では、30 日以上の間、パブリックコメントを実施することとなっており、本件については、12 月中旬から1ヶ月間パブリックコメントを実施する予定である。その意見を反映した上で、行政改革大綱および実施計画を改定していく。議題1の実施状況等については、12月議会に報告し、公表していく予定である。</p> <p>(会 長) それでは、本日の寒川町行政改革推進懇話会は、これを持って終了とさせていただきます。皆さんお疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
<p style="text-align: center;">資 料</p>	<p>会議次第 平成20年度 第4次行政改革実施計画結果報告書 第4次行政改革大綱(第3次改定)案 第4次行政改革実施計画(第3次改定)案</p>
<p>議事録承認委員及び議事録確定年月日</p>	<p style="text-align: center;">辻井 良一 (22年3月8日確定)</p>